

栄養機能食品制度について

平成28年12月
消費者庁

保健機能食品制度

食品

医薬品

健康食品をはじめとする加工食品
農林水産物

【特定保健用食品】 個別許可型

保健の機能の表示ができる

(例) おなかの調子を整えます。



オリゴ糖
キシリトール 等

「いわゆる
健康食品」

【機能性表示食品】 事前届出制

企業等の責任において
保健の機能の表示ができる
(疾病リスク低減表示を除く)

【栄養機能食品】 自己認証型

栄養成分の機能が表示される

(例) カルシウムは骨や歯の形成に
必要な栄養素です。

ビタミン
ミネラル 等

- ・医療用医薬品
- ・一般用医薬品

医薬部外品

栄養機能食品

- 栄養機能食品とは、食生活において特定の栄養成分の補給を目的として摂取する者に対し、当該栄養成分の機能の表示をするもの。
- 栄養機能食品として販売するためには、1日当たりの摂取目安量に含まれる当該栄養成分量が定められた上・下限値の範囲内にある必要がある。
- 個別の許可申請を行う必要がない自己認証制度となっている。



《パッケージ表示例》

商品名: ●▲ **栄養機能食品(ビタミンC)**

**ビタミンCは、皮膚や粘膜の健康維持を助けるとともに、抗酸化作用を持つ栄養素です。
「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。」**

名称: ビタミンC含有食品

原材料名: …、…、…/…、…

賞味期限: 枠外〇〇に記載

内容量: 〇〇g

製造者: △△株式会社

栄養成分表示: 1本当たり

エネルギー〇kcal、たんぱく質〇g、脂質〇g、炭水化物〇g、食塩相当量〇g、ビタミンC〇mg

1日当たりの摂取目安量: 1日当たり1本を目安にお召し上がり下さい。

摂取の方法及び摂取する上での注意事項

本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。

1日の摂取目安量を守ってください。

**1日当たりの摂取目安量に含まれる機能の表示を行う栄養成分の量の栄養素等表示
基準値(18歳以上、基準熱量2,200kcal)に占める割合:** ビタミンC 〇%

調理又は保存の方法: 保存は高温多湿を避け、開封後はキャップをしっかりと閉めて
早めにお召し上がり下さい。

(特定の対象者に対し注意を必要とするものにあつては、当該注意事項)

本品は、特定保健用食品と異なり、消費者庁長官により個別審査を受けたものではありません。

※赤字は栄養機能食品としての義務表示事項

栄養機能食品の表示例

栄養機能を表示するための基準が定められている栄養成分は、現在のところ**20種類**

脂肪酸(1種類):n-3系脂肪酸、

ミネラル(6種類):亜鉛、カリウム※、カルシウム、鉄、銅、マグネシウム、

ビタミン(13種類):ナイアシン、パントテン酸、ビオチン、ビタミンA、ビタミンB₁、ビタミンB₂、ビタミンB₆、
 ビタミンB₁₂、ビタミンC、ビタミンD、ビタミンE、ビタミンK、葉酸

※過剰摂取につながる可能性が否定できないため、錠剤、カプセル剤の他、濃縮加工されている粉末剤や液剤等については機能を表示することは認めない。

<栄養機能表示及び注意喚起表示の例>

栄養成分	栄養機能表示	注意喚起表示
ビタミンC	ビタミンCは、皮膚や粘膜の健康維持を助けるとともに、抗酸化作用を持つ栄養素です。	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。1日の摂取目安量を守ってください。
葉酸	葉酸は、赤血球の形成を助ける栄養素です。 葉酸は、胎児の正常な発育に寄与する栄養素です。	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。1日の摂取目安量を守ってください。 葉酸は、胎児の正常な発育に寄与する栄養素ですが、多量摂取により胎児の発育がよくなるものではありません。
カリウム	カリウムは、正常な血圧を保つのに必要な栄養素です。	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。1日の摂取目安量を守ってください。 腎機能が低下している方は本品の摂取を避けてください。
カルシウム	カルシウムは、骨や歯の形成に必要な栄養素です。	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。1日の摂取目安量を守ってください。
鉄	鉄は、赤血球を作るのに必要な栄養素です。	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。1日の摂取目安量を守ってください。